平成２７年（フ）第１６２号
北九州市門司区丸山２丁目４番208―403号
債務者　稲葉　国明
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８１号
北九州市小倉南区田原新町２丁目９番21号
債務者　三池　秀人
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９６号
神戸市東灘区御影石町２丁目１番２号　パーソナルハイツ御影Ⅱ306号、従前の住所堺市南区庭代台２丁１番15―210号
債務者　野口みゆき（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４１号
神戸市長田区腕塚町３丁目１番15号
債務者　佐久間将和
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７７号
神戸市長田区山下町４丁目７番６－２号　マウンテンハウスⅡ101号、従前の住所兵庫県尼崎市西長洲町２丁目27番９号
債務者　中川　智広
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県たつの市新宮町中野庄177番地１１―103
債務者　山本　大地
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２１７３号
名古屋市港区高木町２丁目10番地
債務者　時本　晴子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２１号
愛知県長久手市真行田63番地１　パオ長久手105号
債務者　松木　智宏
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３３号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟402号
債務者　櫻木　榮子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４号
奈良県桜井市大字初瀬844番地
債務者　田中　昭子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４５号
奈良県桜井市大字初瀬844番地
債務者　田中　伸和
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
奈良市鶴舞西町２番28―104号
債務者　久保佐知子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４９号
広島県福山市南手城町４丁目20番28―301号　サンシャイン橋本
債務者　富山光成こと　余　　傚奎
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１４４号
北九州市小倉北区三萩野１丁目７番３―202号
債務者　梶原ゆかり
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５９号
福岡県中間市大根土３番401号
債務者　大工　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１７６号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番12―306号
債務者　川崎　真利
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８２号
北九州市小倉北区真鶴１丁目９番28―905号
債務者　倉田　秀香
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部